⑷　本件更生計画第２章第１節第２の３⑵オの本文を、
「　未確定未成就等更生債権等の最大弁済額が確定した場合、更生債権の追加弁済をする（第３章第４節第１の３⑵⑤）。
　これは、第１回分割弁済日において留保する【未確定未成就等更生債権等の弁済原資】が第１回分割弁済日における未確定未成就等更生債権等の最大弁済額（＝【全ての未確定未成就等更生債権等につき確定成就等した場合(未確定更生債権については、その総額が未確定更生債権留保極度額を超えるときには未確定更生債権留保極度額とみなした場合）における当該未確定未成就等更生債権等の弁済原資】)を上回る額が生じれば当該額を弁済原資額として、確定更生債権の追加弁済に充てるものである。」
と変更する。
⑸　本件更生計画第２章第１節第２の４⑴本文４行目から末尾までを、
「　更生会社は、当該支援、及び600億円からスポンサー契約調整をした額のうち第１回分割弁済日に本更生計画に基づき弁済されなかった部分をもって、①第２回分割弁済日から第７回分割弁済日まで、確定更生債権等に対する分割弁済をするとともに、②①の弁済部分以外につき、未確定更生債権等の弁済原資として、第２回分割弁済から第７回分割弁済までに充てずに留保する額を平成25年６月12日付け変更後の本更生計画においては25億9688万9022円以上と見積もっており、第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までにおいて各回分割弁済に充てずに留保する合計額を平成25年６月12日付け変更後の本更生計画においては32億5078万1941円以上と見積もっているが、各分割弁済日における実際の留保額は、各分割弁済日までに確定する。」
と変更する。
⑹　本件更生計画第２章第１節第２の４⑵②ⅴを、
「　未確定未成就等更生債権等の最大弁済額の確定、及びその後の未確定更生債権等の確定に伴う更生債権の追加弁済（第３章第４節第１の３⑵⑤）」
と変更する。
⑺　本件更生計画第２章第１節第２の４⑵本文32行目から末尾までを、
「　前述②ⅴについては、第２回分割弁済日以降、各分割弁済日において、第３章第４節第１の３⑵⑤の算式により算出される額を追加弁済する。例えば、第２回分割弁済日に追加弁済⑤をした後、第３回分割弁済日までの間に、多額の未確定更生債権の不存在が確定した場合、未確定未成就等更生債権等の最大弁済額（＝【全ての未確定未成就等更生債権等につき確定成就等した場合（未確定更生債権については、その総額が未確定更生債権留保極度額を超えるときには未確定更生債権留保極度額とみなした場合）における当該未確定未成就等更生債権等の弁済原資】)が第２回分割弁済日における最大弁済額よりさらに減額する。その結果、留保する【未確定未成就等更生債権等の弁済原資】が当該最大弁済額を上回る額がさらに生じれば当該額を弁済原資額として、確定更生債権の追加弁済に充てるものである。」
と変更する。
⑻　本件更生計画第２章第２節第１の３⑵⑤を、
「　第３章第４節第１の３⑵⑤に基づき算出される額（未確定更生債権の最大弁済額の確定、及びその後の未確定更生債権等の確定に伴い、弁済原資として留保不要となった額）がある場合、そのうち裁判所の許可を得た額を弁済原資額として、各更生債権者に対し、各更生債権者が有する確定更生債権額の、元本等一般更生債権の総額に対する割合に応じて按分する方法により、追加弁済する。」
と変更する。
⑼　本件更生計画第３章第１節定義規定表中に、
「　・用語…未確定更生債権留保極度額
・上記の定義…186億8265万4833円（ただし、平成25年６月12日付け本更生計画の変更後にその存在が確定した未確定更生債権があるときには186億8265万4833円から当該更生債権額を控除した額）」
を追加する。
⑽　本件更生計画第３章第４節第１の３⑵の「記」の数式を、
「ⅰ＋ⅱ－ⅲ－ⅳ－ⅴ」
と変更する。
⑾　本件更生計画第３章第４節第１の３⑵の「記」に、
「　ⅴ：追加弁済⑤をする場合には、各分割弁済日において、全ての未確定更生債権の合計額（ただし、その合計額が未確定更生債権留保極度額を超えるときには未確定更生債権留保極度額とみなす。）に前述⑴の表の当該分割弁済日以前において適用ある弁済率の合計を乗じた額」
を追加する。
⑿　本件更生計画第３章第４節第１の３⑵⑤のタイトル部分４行を、
「　追加弁済⑤（未確定未成就等更生債権等の最大弁済額の確定、及びその後の未確定更生債権等の確定に伴う第１回分割弁済日以降の追加弁済）」
と変更する。
⒀　本件更生計画第３章第４節第１の３⑵⑤ⅳを、
「　当該日における全ての未確定未成就等更生債権（ただし、そのうち未確定更生債権の合計額については、マイクロンの同意を得た場合には、その合計額が未確定更生債権留保極度額を超えるときには未確定更生債権留保極度額とみなす。このⅳにおいて同じ。）につき確定成就等したと仮定した場合の当該日以後に当該未確定未成就等更生債権及び確定更生債権の元本等一般更生債権につき弁済する前述⑴及び①②③④（後述第２から第４まで及び第５章に基づく前述⑴及び①②③④を含む。）の弁済総額」
と変更する。
⒁　本件更生計画第６章第１節本文末尾に、
「　なお、更生計画に基づく弁済原資は、原則として前述①から④までに限られるが、例外的に、未確定更生債権の弁済原資が不足する場合において、前述①から④まで以外の更生会社の資産も存在が確定した未確定更生債権の弁済原資として利用できる。」
を追加する。

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第１号
北海道上川郡美瑛町字大村大久保第一
再生債務者　びえいフーズ株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　北海道旭川市４条通７丁目左６号旭川トラストビル７階　北彩都法律事務所　弁護士　池田めぐみ
平成25年６月18日　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１号
長崎県諫早市小長井町井崎2324番地15
再生債務者　マルゼン管理開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長崎県大村市東三城町12番地４　弁護士法人大村綜合法律事務所　弁護士　髙尾　徹
平成25年６月14日　長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再）第２号
長崎県諫早市小長井町井崎967番地４
再生債務者　川本　善英
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長崎県大村市東三城町12番地４　弁護士法人大村綜合法律事務所　弁護士　髙尾　徹
平成25年６月14日　長崎地方裁判所大村支部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
兵庫県西宮市塩瀬町名塩4995番地
再生債務者　北摂建材工業株式会社
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年９月30日から平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（再）第２号
広島市中区大手町４丁目２番16号
再生債務者　一般財団法人広島県農林振興センター
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月12日から平成25年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部